

2006年(平成18年)12月19日

内閣府国民生活局消費者企画課  
消費者団体訴訟制度準備室 御中

大阪弁護士会  
会長 小寺一矢

### 消費者契約法施行規則(案)に対する意見書

#### 第1 意見の趣旨

- 1 消費者契約法施行規則31条1項が定める情報の範囲には、全国消費生活情報ネットワーク・システム(以下、「PIO-NET」という。)に登録された情報のみならず、具体的な勧誘態様や具体的な契約条項など、より詳細な情報を含めるべきである。
- 2 同条2項については、地方公共団体が、適格消費者団体に対し、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合にはPIO-NET情報以外の情報を提供できるとすべきである。
- 3 同規則3条1項の事業の区分について、法律事務所と司法書士事務所を一つの分類とせず、法律事務所と司法書士事務所とは別とすべきである。

#### 第2 意見の理由

- 1 法40条の国民生活センター・地方自治体から提供を受けることができる情報の範囲について(施行規則31条1項)

我が国では、現在消費生活相談は地方自治体が主に無料で行い情報を収集しており、これらの情報は地方自治体及び自治体の情報を集約しているPIO-NETに集中的に蓄積されている。消費者団体や弁護士会などにおいても消費生活相談や消費者被害相談が実施されているが、集約される情報は限定的であり、110番活動による情報収集も恒常的にあるいは必ずしも全国的には情報収集が行われておらず、その量において行政が蓄積している情報より限定的である。これらの実情からすれば、本制度が有効に機能するためには、消費生活相談に関する情報が集中している国民生活センター・地方自治体からの適格消費者団体に対する情報提供が効果的にならざることが必須である。

ところで、規則31条1項では、この提供される情報の範囲はPIO-NETに登録された情報に限定されている。しかし、PIO-NET登録情報では、数百字程度の事案の概要が示されているだけで、問題となる実際の契約条項の内容、不当な勧誘行為の詳細な内容は明らかにならない。

このことからすれば、PIO-NET登録情報だけでなく、地方自治体の消費生活相談におけるより詳細な内容が情報提供される必要がある。

- 2 地方公共団体の判断で提供される情報について(施行規則(案)31条2項)
- 施行規則31条2項では他の法令・条例によって1項以外の情報を提供することが可能な旨定める。しかし、現在の国民生活センターの情報公開に関する情報開示基準、各

地方公共団体での情報公開条例に基づく開示基準は、特定の事業者を対象としたものについては 相談の年月と 件数しか開示されず、新たに各地方公共団体で本制度によつて開示できる範囲を拡張する条例を作成しない限り効果的な情報提供はなされない。従つて、同項だけでは効果的な情報提供は期待できない。

地方公共団体が条例を制定しなければ適當と認める情報を適格消費者団体に提供できないのは迂遠であるし、このように施行規則が地方公共団体の情報提供について消極的姿勢であれば、实际上、地方公共団体の情報提供が進まない可能性がある。

従つて、施行規則によって、各地方公共団体がその判断で適格消費者団体に情報提供できることが妥当であり、同項については、地方公共団体が、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合は、1 項以外の情報を適格消費者団体に提供することができる、とすべきである。

### 3 法 13 条 3 項 4 号の内閣府令で定める事業の区分について

規則 3 条では弁護士と司法書士が同一の事業に分類されている。

しかし、法 13 条で同一の業種の関係者が 1 / 2 を超えないこととしたのは、同一業界の者がいると業界利益をことさらに守るために訴権が適切に行使できない事態が生じうるためである。しかし、弁護士と司法書士は、隣接業種ではあるが、その主たる業務や監督官庁の有無などを異にしており、共通の業界利益を有する関係にはない。このような関係にある業種を同一業種とするのは本条の趣旨に沿わない。

従つて、弁護士と司法書士は別の業種とすべきである。

以上